

# まほろば秦野通信

令和3年3月19日

タイトル	<b>コロナ禍でも市民の生活を支える交通事業者を支援 秦野市地域公共交通運行継続等支援金の交付が決定（第2弾）</b>
When (いつ)	交付決定日：3月17日（水曜日）
Who (だれが) What (なにを)	コミュニティタクシー事業者、タクシー事業者、個人タクシー事業者に支援金を交付
How (どのように) Why (なぜ)	<p>交通事業者は、市民のなくてはならない生活の足として、生活を支えています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数が大幅に減少し、収益の確保などが厳しい状況です。そのような中でも最前線で活躍する市内各交通事業者を支援するため、支援金を交付することとしました。</p> <p>第2弾となる今回は、2度にわたる緊急事態宣言の発出に伴い、経営基盤への影響が懸念される、コミュニティタクシー事業者、タクシー事業者、個人タクシー事業者に対し支援を実施します。</p>
How much (予算)	<b>【交付決定金額】</b> 財源：内閣府第3次補正 地方創生臨時交付金を活用予定 ○コミュニティタクシー事業者：3,000,000円 ○タクシー事業者（3社） 25,000円×98台＝2,450,000円 ○個人タクシー事業者（9者） 25,000円×9者＝225,000円 <b>合計：5,675,000円</b>
今後の取り組み	<p>今後も新型コロナウイルスの影響による、社会情勢を踏まえながら、可能な支援策を検討し、持続可能な公共交通を目指していきます。</p> <p>また、3月24日（水曜日）午前11時～市役所西庁舎2階都市部長室で、コミュニティタクシー事業者（(株)愛鶴）とタクシー事業者（代表：秦野交通（株））に対して交付決定通知書の交付と意見交換を実施します。</p>
問い合わせ	交通住宅課 公共交通担当 担当：山岸 電話：0463（82）9644